**大分県広域交通ネットワーク普及啓発動画制作委託業務に係るプロポーザル募集要項**

**１．競技に付する事項**

（１）業務名

大分県広域交通ネットワーク普及啓発動画制作委託業務

（２）目的

東九州新幹線や豊予海峡ルート構想等の大分県の広域交通ネットワークが整った場合の効果等について、認知度を高め、興味・関心を持ってもらうために動画を制作する。

（３）業務内容

大分県広域交通ネットワーク普及啓発動画制作委託業務に関する仕様書のとおり

（４）契約期間

契約締結の日から令和７年２月２８日まで

（５）限度額

４，１８０，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

**２．参加資格**

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
2. 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。

（３）本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

（４）宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

（５）特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

（６）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③　暴力団員が役員となっている事業者

④　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

**３．提案審査への応募**

（１）募集期間

令和６年１０月１７日（木）から令和６年１１月６日（水）１３時まで

（２）提案方法

以下①の提出物について、令和６年１０月２２日（火）１７時までにＥメールにより以下のメールアドレスあて提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

その後、残りの②～⑤の提出物（いずれも提出必須）について、令和６年１１月６日（水）　１３時（必着）までに持参または郵送で５部提出すること。また、データについてもEメールにより以下のメールアドレスあて提出すること。

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、⑥～⑪に定める入札参加資格申請時の必要書類を併せて1部提出すること。

（提出物）

1. 企画提案競技参加申込書（様式１）　Wordファイル又はPDFファイル
2. 企画提案書（様式２）
3. 見積書（様式自由）
4. 誓約書（様式３）
5. 企画内容プレゼン書類（様式任意、A4サイズ）
6. 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
7. 取扱商品等調書
8. 納税証明書（県税）
9. 納税証明書（地方消費税）
10. 登記簿謄本
11. 定款（写し）

（提出先等）

〒８７０－８５０１

大分県大分市大手町３－１－１

大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課　薬師寺　宛て

　　　E-mail：a10530@pref.oita.lg.jp

　　　電　話：０９７－５０６－２１５５

（３）企画提案書（企画の作成方法）

以下(ア)～(カ)の項目について、別紙１「大分県広域交通ネットワーク普及啓発動画制作委託業務に関する仕様書」及び別紙２「大分県広域交通ネットワーク普及啓発動画制作委託に係るプロポーザル審査基準」を踏まえた上で、実際の事業をイメージできるよう画像や図表等も用いて提案すること。

（４）その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式４）」を提出すること。

見積もりにおいて、消費税については、小数点以下切り捨てとすること。

**４．質疑**

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、３（２）に記載したメールアドレスあてに、「質問票（様式５）」にて、令和６年１０月２２日（火）１７時までに照会すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。質問に対する回答は、随時、県庁ホームページにて公表する。

**５．審査について**

（１）審査について

　　企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案１件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、県は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。

（２）審査は下記のとおり実施する。

　　①　日時

　　　　令和６年１１月１１日（月）１０：３０（予定）

　　　　※提案者によるプレゼンテーションを実施

　　②　時間配分

　　　　プレゼンテーション１０分以内、委員から質疑１０分程度を予定

（３）審査基準

審査会では、以下の選定基準に基づき審査を行なう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評　価　内　容 | 配　点 |
| 全体コンセプト | 大分県の広域交通ネットワークについて十分理解し、認知度を  あげるための伝えたい情報が盛り込まれているか。 | ２０ |
| 実施体制 | 業務の進捗管理及び実施体制が具体的であるとともに、適性かつ効率的なものとなっているか。 | ２０ |
| 創意工夫 | ・内容が工夫され、企画力や提案力があるか。  ・多くの人が見て分かりやすい内容になっているか。 | ２０ |
| 業務遂行能力 | 過去に同種または類似の事業を主催あるいは受託した実績があり、本業務を実施するにあたり高い成果が期待できるか。 | ２０ |
| 実現性 | 資料作成や実施スケジュールが実現可能なものとなっているか。 | １０ |
| 経費 | 業務の実施に必要な経費が具体的に計上され、積算に妥当性があるか。  費用に対して効果の大きさを期待できるか。 | １０ |
| 計 | | １００ |

（４）その他注意事項

　　①　補完資料について

　　　　説明にあたっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションにおいて、その内容を画面共有するものはこの限りではない。

　　②　質疑応答時の注意事項

　　　　委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

（５）審査結果について

審査結果は、**令和６年１１月中旬**を目処に審査会に関係する全ての企画提案者に対してメールにより通知する。

（６）委託候補者について

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

**６．その他**

（１）委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。なお、初回の打ち合わせは県と日程調整の上、早期に行うこと。

（２）事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。

（３）参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。

（４）提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。

（５）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

（６）参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

（７）本事業に関連して、国や県、市町村の補助事業や委託事業の採択等を受けている（受ける予定）である場合、必ず事前に申し出ること。（申請中のものも含む。）

（８）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

**７．契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地**

大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課

〒８７０－８５０１ 大分県大分市大手町３丁目１番１号　県庁本館３階

E-mail：a10530@pref.oita.lg.jp

電　話：０９７－５０６－２１５５